

2006年度臨時総会

2006年7月18日（火） 弁護士会館クレオ

▶ 日本司法支援センター関係の会則の整備， 「取調べの可視化」実現に向けての決議承認

当会は7月18日午後12時30分から弁護士会館クレオで2006年度の臨時総会を開催した。本臨時総会は、日本司法支援センター（以下「支援センター」という）関係の会則の整備と「取調べの可視化」実現に向けての決議が主なものであった。

臨時総会の審議の概要は以下のとおりであった。なお、本臨時総会の審議に先立ち、7月10日急逝された矢澤昌司会員へ黙祷が捧げられた。矢澤会員は2004年度の当会副会長で、日弁連事務次長の現職で支援センターを担当し、最近開設された日弁連対応室の室長を務めていた。

審議の概要

第1号議案 日本司法支援センターの業務開始等に伴う「東京弁護士会会則」の一部改正の件

第1議案 第100条の一部改正の件

第2議案 第106条の一部改正の件

◎いずれも承認（賛成多数）

<内容>

・第1議案

支援センターの業務開始に合わせて、被疑者国選弁護制度が開始する。また、すでに心神喪失者等医療保護観察法に定める国選付添人制度が実施されている。

これらに対応するために、刑事弁護委員会の職務として、会則第100条については、「国選辩护人制度」に被疑者国選も含む趣旨を明記するとともに、「国選医療観察付添人制度の運営」を付け加える。

・第2議案

民事法律扶助業務が財団法人法律扶助協会から支援センターに移管される。これに対応するために、会則第106条に定める法律相談センター運営委員会の職務

の規定を改正する。

「財団法人法律扶助協会」の表記を削除し、「支援センター」の字句を挿入し、「法律扶助」の表記を総合法律支援法の表記に従って、「民事法律扶助」に改めるほか、支援センター関連の業務内容を明記する。

第2号議案 日本司法支援センターの業務開始に伴う「国選辩护人推薦に関する会規」の一部改正の件

◎承認（賛成多数）

<内容>

本会が国選辩护人候補者の推薦を行なう直接の相手方が、裁判所から支援センターに変更される。これに伴い「国選辩护人推薦に関する会規」の改正が必要となる。

同会規第1条の2については、本会が支援センターに対し、本会に備え付けた「国選辩护人候補者推薦名簿」（「国選名簿」）に基づいて、適切かつ公正に国選辩护人を推薦する旨を規定した。第6条は、第1条の2の改正に合わせた改正を行なう。第2条は、特別案件の内容を再定義した。

その余は、「国選弁護人」ないし「国選弁護人となる者」の表記を「国選弁護人候補者」に統一した。

第3号議案 「弁護士法人会員基本会規」の一部改正の件

◎承認（賛成多数）

<内容>

新会社法施行、日弁連の「法律事務所等の名称等に関する規程」の施行、商業登記法施行に伴う法改正等に基づき、「弁護士法人会員基本会規」を一部改正する。

第4号議案 「健全財政確立のための会費収入確保に関する件」（総会決議）の一部改正の件

◎承認（賛成多数）

<内容>

新会社法の成立により、同決議のうち「有限会社法」を「会社法」に改めるために、「健全財政確立のための会費外収入確保に関する件」（総会決議）を一部改正する。

第5号議案 「取調べの可視化」実現に向けての決議承

認の件

◎承認（賛成多数）

<内容>

弁護士会は、長年にわたり、刑事司法改革に取り組み、その重要な柱に「取調べの可視化」の実現を位置付けて活動を行ってきたところ、今般、最高検察庁は、2006年7月から東京地方検察庁において検察官が指定した事件の検察官の取調べにつきその録画・録音を試行すると発表した。

しかしながら、この試行には、①裁判員対象事件のうち検察官が指定した事件に限定されていること、②取調べ全過程の可視化ではなく、警察官の取調べは除外され、検察官の取調べもその事件のどの部分を可視化するか検察官の裁量にゆだねられていること、等多大の問題を含んでいる。

そこで、当会は、検察庁による2006年7月からの録画・録音の試行に対し、東京地方検察庁および警視庁に対し、以下1の申入れを行なうとともに、以下2のとおり、取調べの全過程での可視化が本格実施されるよう、行動指針を定める。

「取調べの可視化」実現に向けての決議

1. 東京地方検察庁、警視庁においては、今次試行を契機として法制化が実施されるまで、捜査機関の実務において、少なくとも被疑者又は弁護人がこれを求めたときは、即時に被疑者の取調べの全過程を録画・録音するよう指導をすべきである。

2. 当会は次の行動指針を定める。

- ①会員は、担当する個別の事件において、取調べの可視化が必要と判断した事件（否認事件、被疑者が障害者・少年・通訳を要する外国人である事件、重大事件など）について、できる限り取調べの全過程（警察での取調べを含む）の可視化を検察庁に申し入れるとともに、公判においても、取調べの可視化なくしては、刑訴規則198条の4に定める検察官が取調べ状況を迅速かつ的確に立証すべき義務を果たすことが困難であることを明らかにするように努める。
- ②当会は、各会員の活動を援助するため、上記申入れの書式案を作成するなどして、各会員にその周知徹底を図るとともに、必要な場合には、会員からの申出を受け、個々の事件のバックアップのための弁護士を選定して、速やかに対応態勢を確立する。
- ③当会は、新聞などで報道される重大事件については、委員会派遣をさらに強化し、その事件における取調べの可視化を申し入れる。
- ④当会は、検察官による録画・録音の試行の状況を個別の弁護人から報告を受けるなどして集約し、試行の検証に取り組み、これを各会員に情報提供するほか、これらを踏まえ、必要に応じて東京地方検察庁又は警視庁へ協議を申し入れる。